

沿道掘削施行協議書の作成にあたって

* (沿道区域)

前面道路総幅員20m以上は5m、6m以上20m未満は3m、6m未満は幅員の1/2

* (協議書)

- (1) 住所・法人名・氏名(代表者)、現場担当者の氏名・連絡先を記入してください。
- (2) 工事名は、〇〇ビル建築工事と具体的に書いてください。
- (3) 掘削延長は、いわゆる間口の長さ。掘削深度は、GLからの根切りの深さを記入。
- (4) 申請書作成にあたっては、建設省要綱「建設工事公衆災害防止対策要綱」を精査参照してください。
- (5) 前面道路(歩道上)に公共基準点が設置されている場合は管理課道路台帳担当係に申し出て指示を受けてください。
- (6) 道路境界杭等が設置されている場合は、必ず杭等を撮影してください。

* (添付書類)

各図面には、道路境界線(赤実線)及び沿道区域線(赤一点鎖線)を表示してください。道路境界との「はなれ」をすべての図面に記入してください。

- (1) 建物の平面図及び断面図には、建物本体の外壁から道路境界までの「はなれ」を記入してください。
- (2) 山留めの平面図及び断面図には、山留杭外側から道路境界までの「はなれ」を記入してください。
- (3) 現況道路境界線と建物外側の「はなれ」は100mm以上、かつ同境界線と山留杭の「はなれ」は50mm以上確保してください。これ以下ですと道路境界確定を要請することがあります。

- ① 委任状
- ② 誓約書
- ③ 案内図 1500~5000分の1程度の縮尺図にマーキングしてください。
- ④ 建築仕様概要
- ⑤ 掘削工事仕様書
- ⑥ 平面図(建物配置図)
- ⑦ 山留計画図 道路境界との「はなれ」50mm以上確保してください。
- ⑧ 山留構造計算書 日本建築学会の「山留設計施工指針」により作成してください。
たわみは、GL面で30mm以下、掘削底面で10mm以下としてください。
- ⑨ 現況写真 周囲の状況が把握できるようなもの。
舗装止の境石の状況がわかるもの。
- ⑩ 工程表
- ⑪ 建築確認通知書写
- ⑫ 引照点詳細図 引照点は工事完了時まで変動しない掘削の影響範囲外に設けてください。
(影響範囲:掘削深さから45°の範囲)
・別紙引照点の取り方について参照
各3点設置してください。各距離を記入してください。
- ⑬ 引照点写真 各引照点の写真をとる。
境界鉄、引照点等の写真はそのものが確認できるものと位置関係がわかるもの
- ⑭ 埋設物現況図 管路の平面図・断面図を作成してください。
- ⑮ 埋設物協議書 各企業との協議書を添付してください。
- ⑯ 道路境界確定図(写) (境界確定されている場合)

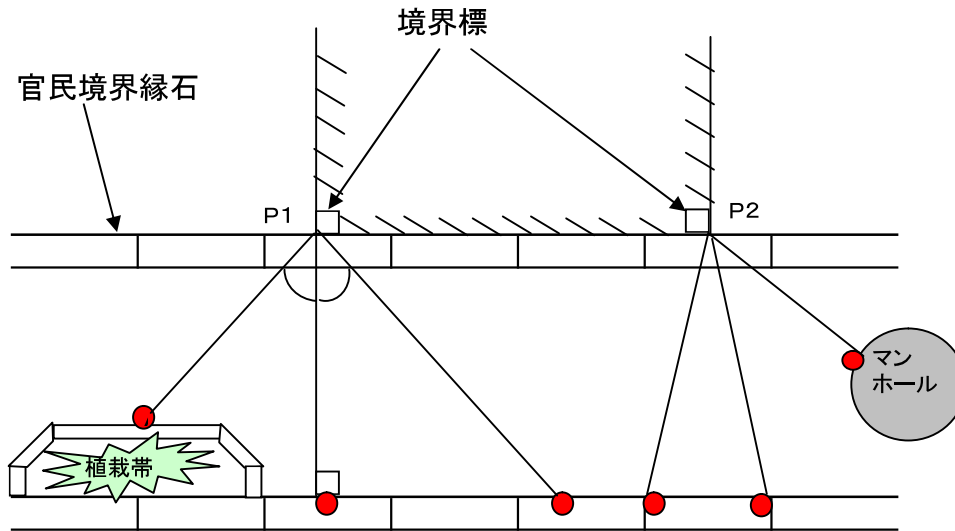
(提出部数)

3部

:①から⑯にインデックスをつけてください。

沿道掘削施行協議書における引照点のとり方について

管理課占用係



- 引照点 境界標1つにつき、刻み及び鋸(チョークなどすに消えてしまうものは不可)により各3点とり、境界標から引照点までの距離を記載すること。引照点の位置は、道路工事等の影響の少ない歩車道境界や植栽帯の縁石、マンホール等の縁とする。
 なお、掘削による影響を避けるため、本来掘削の深さから45度以上の都道上の位置に引照点をとるべきであるが、それだと位置が車道上とになってしまうケースが多いため、できるだけ官民境界から離れた歩車道付近に引照点をとることとする。
- ※ 角度 引照点をとる角度は、境界標から垂直に1点、ほかの2点をそれぞれ60度でとり、二等辺三角形となるようにする。
 ただし、場所によっては必ずしもその形でとれない場合もあるので、その場合は、引照点を最低3点とればよいものとする。

委任状

平成 年 月 日

東京都第一建設事務所長 殿

住所
委任者
(建築主) 氏名 印
担当者 電話

私は次の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

住所
受任者
(施工者) 氏名 印
担当者 電話

記

工事場所 区 丁目 番号

工事名称

申請趣旨 沿道掘削及び代理人の選定に関する一切の件
以下余白

誓約書

平成 年 月 日

東京都第一建設事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

施主 住所

氏名

印

今般、当社施工による下記工事に伴う沿道掘削については、貴所承認指示を厳守し、危険防止及び道路管理上支障なきよう努めます。

当該工事により道路構造物その他に損傷が生じた場合には、速やかに貴所に連絡し、係員の指示に従い補修し、その他一切責任を負い、かつ竣工の際は原状に復します。

記

工事場所

区

丁目

番

号